平成30年7月豪雨災害義援募金へのご協力について(お願い)



「平成30年7月豪雨」災害により、西日本を中心に各地で人的被害をはじめ 家屋の倒壊等の甚大な被害が発生しております。

被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになった方々に対し、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

本会といたしましては、加盟団体等関係者の皆さんと協力して、被災された 方々を支援し、被災地におけるスポーツ活動が1日でも早期に再開できるよう 微力ながら復興のための援助を行いたいと考えております。

このため、都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体、関係スポーツ団体 および傘下の関係諸団体をはじめ、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラ ブおよび公認スポーツ指導者等スポーツに携わる関係者の方々に対し、広く義 援金の募集を行うことといたしました。

何卒、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

義援金につきましては、個人からの受付もいたしますが、出来得れば貴団体から関係者に周知いただくとともに、可能な限りおとりまとめいただければ幸いです。

なお、とりまとめました義援金につきましては、本会を通じて日本赤十字社 に寄付することといたします。

> 公益財団法人日本スポーツ協会 会長 伊藤 雅俊

記

- 振込先 三菱 UFJ 銀行 渋谷支店 普通預金 1780323 公益財団法人 日本スポーツ協会 義援金ロ (コウエキサ イダ ンオウシ ン ニホンスポ ーツキョウカイ キ エンキング チ)
- 2. 取扱期間 平成30年8月1日 (水) ~11月30日 (金) ※日本赤十字社の受付期間が12月31日 (月)までのため、 上記期間にて募集します。
- 3. 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。

併せて、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当します。

